

インフルエンザについて

R5.1.12



インフルエンザの診断を受けたときはお知らせください



＜出席停止期間＞

発症したあと5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで

※出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

※発症日（熱が出た日）を0日として数えます。

※上記の日数は基準であり、医師によって感染のおそれがないと判断

された場合はこの限りではありません。

※治療証明や登校許可証は必要ありません。



早く解熱した場合でも、発症後5日を過ぎるまで登校できません。

ケース1	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
	発熱	→		解熱	解熱後1日	解熱後2日		
登校	不可	不可	不可	不可	不可	不可	可	
ケース2	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
	発熱	→	解熱	解熱後1日	解熱後2日			
登校	不可	不可	不可	不可	不可	不可	可	
ケース3	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	発熱	→			解熱	解熱後1日	解熱後2日	
登校	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	可

12月の保健だよりの裏面にも記載してあります。

インフルエンザの報告を受けた際は、職員室前のインフルエンザ報告の紙に記入をお願いいたします。